

○財務省告示第三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
令和元年五月十三日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
令和元年六月十一日

一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）
財務大臣 麻生 太郎

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であって、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」
という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
も各申込みのうち応募額の高い
順次割り

十一		九		八		七		六		五		四		三		二		一	
額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面
十	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六	五	四	三
額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面	金	額	面
百	五	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百
円	月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
に	十	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
つ	三	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ
き	日	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
百		百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
三		三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
七		七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
十		十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

各当
 国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

四億六千四百五十四
 万二千九百六十九万三
 千三百九十円

額面金額で三千九百九十九億円
 額面金額で三百三億円

十万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。

令和元年五月十三日
 額面金額百円につき百三十七

十二
十三

十四

利
行
日
の
率
發
行
元
金
額
想
定
元
金
額
想
定
計
算
方
法

十五
の
經
過
利
子
払
込
金
額
に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ

錢
〇
・
一
パ
ー
セ
ン
ト
〇
・
九
九
九
二
〇

各
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
に
お
け
る
想
定
元
金
額
は
、
各
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
の
属
す
る
月
の
三
月
前
の
消
費
者
物
価
指
数
（
總
務
省
統
計
局
が
統
計
法
（
平
成
十
九
年
法
律
第
五
十
三
号
）
第
二
条
第
四
項
に
規
定
す
る
基
幹
統
計
で
あ
る
小
売
物
価
統
計
の
た
め
の
調
査
の
結
果
に
基
づ
き
作
成
す
る
全
国
消
費
者
物
価
指
数
の
う
ち
生
鮮
食
品
を
除
く
總
合
指
数
を
い
う
。以下
同
じ。
）
を
百
一
・
四
で
除
し
て
得
た
数
（
小
数
点
以
下
第
五
位
未
満
の
端
数
が
あ
る
と
き
は
、
こ
れ
を
四
捨
五
入
し
た
も
の
）
に
額
面
金
額
を
乗
じ
て
得
た
額
と
す
る
。た
だ
し
、
消
費
者

十六 初期利子
り算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{償付金額の総額} \times 0.99920 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{64}{365}$$

令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子
毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
令和十一年三月十日

十九 償還金額
第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十 元利金支
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

二十一 払込期日
令和元年五月十三日